

いじめ防止対策 大形小学校の基本方針

1. 大形小学校の構え

- (1) いじめは、どの児童にも起こり得る。
- (2) いじめは、人権を侵害する行為である。
- (3) いじめられる側にも問題があるとは捉えない。
- (4) いじめは、隠されやすい。
- (5) いじめの対応には、家庭との連携が必要である。

2. いじめを生まない学校・学級風土づくりと早期発見・早期解決に向けた方策

(1) 児童の多面的な理解と早期発見

全職員は、全児童に積極的にかかわり、児童の片面的な理解にとどまることなく、多面的な理解に基づき信頼関係を築く。

- ・ 児童情報交換会や職員連絡時に心配される児童の状況を共有する。
- ・ いじめと疑われる事案が見られた際には、直ちに校内いじめ対応ミーティングを開き、発見者から学年、生活指導主任及び管理職に情報を共有するとともに、初期対応の方針を決定する。

(2) 学校生活アンケートと一人一人との面談

年3回の「仲間とのかかわりについてのアンケート」の結果に基づき学校生活の点検を行う。アンケート実施後、回答をもとにしてハートフルタイム（個別の教育相談）を行う。

- ・ アンケート結果は即日管理職と情報共有する。
- ・ 個別の教育相談では、子どもが心配を話しやすいよう工夫する。

(3) できごと報告カードの蓄積による情報連携の強化

問題行動等生徒指導上の問題は、「できごと報告カード」「校内いじめ対応ミーティング用紙」に記録し、全職員で情報連携をする。次のように情報を整理する。

- ・ 概要 ・ 様態 ・ 対応 ・ 発見のきっかけ ・ 相談の状況
- ・ 報告状況 ・ 指導後の状況（直後、数ヶ月後）

3. 地域、関係諸機関との連携

(1) 情報発信

定期的な学校だよりなどの発行と学校評価だよりにより、いじめに対する取組を地域・保護者に伝えていく。

(2) 地域、関係諸機関との連携

いじめに関する重大な事案が生じた際は、教育委員会や関係諸機関に速やかに報告し、連携しながら解決にあたる。

4. 特設委員会

(1) いじめ不登校等対策委員会の設置

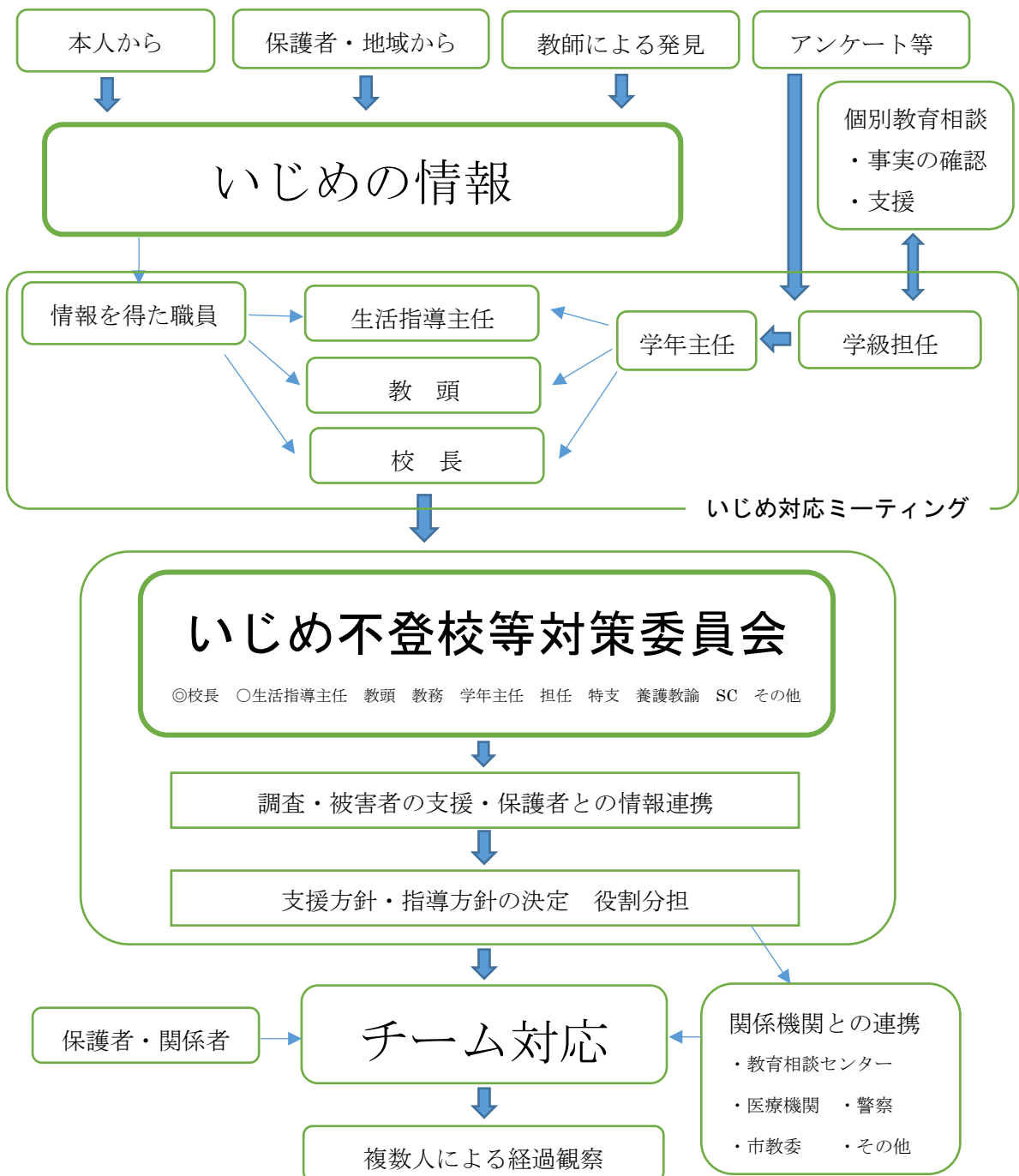
いじめが生じた際は、いじめ不登校対策委員会を開催し、迅速かつ丁寧に対応する。指導後、問題が確かに解決したかを判断するために経過観察を行う。

(2) 委員会の構成

いじめ不登校等対策委員会は、校長を委員長とし、生活指導主任を主任とする。構成委員は、委員長と主任の指示の下、必要な職員をこれに充てる。

5. いじめ発生時の対応

いじめが発生したと思われる際には、次のフローを基本に対応する。



※ 大形小学校のいじめ防止対策は、いじめ防止対策推進法に基づいて策定した。